

## 令和2年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年1月27日

開会：午前10時00分～午前10時51分

### ○ 出席者

教育長 首藤 修一

#### 教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

#### 事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校管理課参事 小森 勝 学校教育課長 森田 大輔

保健給食課長 西本 岳史 教育センター長 中村 文俊

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆 ほか担当職員

○教育長 ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は渡邊

委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

ここで守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

以降の審議の方法についてでございますが、日程第7、議案第5号「令和2年度守口市立学校長等任命の内申案」は、人事案件でございますので、関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認めまして、日程第7、議案第5号につきましては秘密会にて審議することといたします。

次に、日程第3、議案第1号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第1号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」

守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案を、次のとおりとする。

令和2年1月27日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第1号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書1から3ページを御参照いただきますようお願いいたします。

大阪府教育委員会により、府費負担教職員の早出、遅出勤務に係る条件の一部改正が行われました。本改正において、障害のある教員の特性に応じた安定的な勤務のために、その変更の必要があると認める場合は、学校運営に支障があるときを除き、当

該職員の勤務時間の割り振りを別に定めるものとして、議案書 2 ページ、3 ページの新旧対照表のとおり、守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、従来の第 2 条の 2 である、育児又は介護を行う職員の勤務時間の割り振りにつけ加え、第 2 条の 3 として障害のある職員の勤務時間の割り振りを新たに制定しております。

なお、改正後の守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則は、公布の日から施行いたします。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございますでしょうか。ございませんか。それでは、私から 1 点。この規則に適應する可能性がある職員は現在、守口市に何名いらっしゃいますか。

○事務局 現在、守口市には 2 名の対象者がございます。

○教育長 わかりました。ほかにございませんか。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思えます。

議案第 1 号につきましては、原案どおり承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 1 号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第 4、議案第 2 号「守口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第 2 号「守口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案」

守口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案を、次のとおりとする。

令和2年1月27日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第2号「守口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案」について御説明申し上げます。議案書4ページから5ページをご覧くださいませようをお願いいたします。

守口市文化財保護審議会の組織につきましては、守口市文化財保護条例第32条の設置が定められており、組織の運営については規則で定められております。審議会の組織としては12人以内とし、委員の基準としては、学識経験者と関係行政機関の職員で構成されております。今回の改正でございますが、市の文化財の保存、公開とより一層の活用を進めるとともに、新たな文化財指定についても取り組んでいく必要があります。また、守口市文化財保護審議会においても、あらゆる角度からさまざまな御意見をいただく必要があると考えておりますことから、委員選定の新たな基準として、守口市の文化財にかかわる愛護活動に関する経験を有する者及びその他委員会が適当と認めた者という項目を追記させていただき、規則の改正をしようとするものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。何か、御意見、御質問ございませんでしょうか。ございませんか。

それでは、私から1点。今回、17条の(3)、(4)を追記されて改正されたわけですが、これをあえて改正されたという理由があったら説明願います。

○事務局 (3)の守口市の文化財に係る愛護活動に関する経験を有する者という文面につきましては、守口市の文化財に係る愛護活動について、詳しく知っている方

を入りたいという思いから、追記したものです。

○教育長 わかりました。守口市の文化財を研究されている方を入りたいということですね。ほかにございせんか。

御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思います。

議案第2号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第5、議案第3号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第3号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」

令和元年度教育費補正予算案についての意見を、次のとおりとする。

令和2年1月27日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第3号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。議案書6ページから10ページでございます。

10ページの、令和元年度教育費補正予算案の表をご覧いただきたいと存じます。

今回補正させていただく事業は、3点ございます。まず1点目は、GIGAスクール事業に係るものでございます。この事業につきましては、新学習指導要領において、人工知能等のめざましい情報技術の進展により、今後、子どもたちが予測困難な社会を生きていく上で、情報手段の適切な活用や、プログラミング的思考等の情報活用能力の育成が喫緊の課題とされており、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付けるとともに、ICT環境整備とICT機器を活用した学習活動の充実が明記

されております。

今般、国において、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、特に義務教育段階において令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す方針が閣議決定され、当該事業に係る国の補正予算案が示されたところです。

本市教育委員会としましては、従前より学校ICT環境の整備と、ICT機器を活用した情報活用能力の育成に取り組んできたところでございます。今回の国の補正予算事業を活用し、高速大容量の通信ネットワークと、1人1台の端末を活用した学習活動を展開できる環境を整備すれば、子どもたちの情報活用能力の育成を一層推進することができるものと考えております。

つきましては、当該端末及びネットワーク環境整備に係る費用と、それに伴う国の補助金について、歳入歳出補正予算措置が必要となるものでございます。

具体的な金額につきまして御説明させていただきます。端末の整備に係る費用といたしまして、(1)、教育研究・研修事業における歳出予算1億7,986万5,000円と、それに伴う国庫補助金といたしまして、9,108万円の歳入予算を計上しております。また、ネットワーク環境の整備に係る費用といたしまして、(2)、施設維持管理事業 小学校及び、(4)、施設維持管理事業 中学校において委託料に、小学校は4億2,000万円、中学校では2億1,000万円の歳出予算をそれぞれ計上しております。また、それに伴う国庫補助金といたしまして、小学校は2億1,000万円、中学校では1億500万円の歳入予算を計上しております。

なお、本事業に係る補正予算につきましては、令和2年度に事業を実施するため、全額を令和2年度へ繰り越す必要があります。

続きまして、2点目は、市立小中学校のトイレ改良工事に係るもので、令和元年9月議会において、小中学校16校に係る改良工事費用等の補正予算措置を行い、令和元年度中の工事完了を目指して、設計が完了した学校から順次入札手続を進めてきた

ところでございます。その後、令和元年12月26日及び令和2年1月24日に執行した入札において、業者決定に至らず、随意契約に応じる業者もなかったことから、小学校4校及び中学校4校におけるトイレ改良工事については、令和元年度中の工事完了が見込めない状況となりました。つきましては、地方自治法第213条第1項に基づき、当該事業に係る歳入歳出予算を令和2年度に繰り越す必要があります。

具体的な金額について御説明いたします。項目番号(2)、施設維持管理事業 小学校及び、(4)、施設維持管理事業 中学校において、工事監理委託料として、小学校では1,960万円、中学校では1,590万円、改良工事請負費といたしまして、小学校では5億600万円、中学校では4億100万円の歳出予算を繰り越す必要がございます。また、この工事費用に伴う国庫補助金として、小学校では1億1,556万円を、中学校では8,697万2,000円の歳入予算をそれぞれ繰り越す必要がございます。

最後に、3点目は、さくら小学校の新校舎建設事業に係るものでございます。さくら小学校新校舎建設事業については、令和元年度において2カ年にわたる継続費を設定しております。今般、国から本市が令和2年度事業として計画していた事業の一部を、国の予算状況により、令和元年度に前倒しして採択する旨の通知がありました。つきましては、当該通知に基づき、令和2年度守口市一般会計当初予算に計上を予定しておりました当該事業費を、令和元年度予算として執行するに当たり、当該事業費の歳入歳出補正予算措置が必要となるものでございます。

具体的な金額につきましては、項目(3)、施設整備・建設事業 小学校におきまして、工事請負費として9,012万7,000円の歳出予算と、それに伴う国庫補助金2,129万2,000円の歳入予算を計上しております。

なお、本事業に係る補正予算については、令和2年度に事業を実施するため、全額を令和2年度へ繰り越す必要があります。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜ります

ようお願い申し上げます。

○教育長 令和元年度教育費補正予算ということで、まず1点目のG I G Aスクール構想、そして2つ目がトイレ改良工事費、3つ目がさくら小学校に伴う建設事業費、この3つがあったかと思います。まず、G I G Aスクール構想について御意見、御質問を受けるにあたり、G I G Aスクール構想の概要を事務局から説明願えますか。

○事務局 G I G Aスクール構想事業につきまして、御説明申し上げます。

本事業は、子どもたちの未来を見据え、高速大容量の通信ネットワークのもと、1人1台の学習端末を活用した学習活動により、これまでの情報活用能力の育成を一層推進するものでございます。

なお、このG I G Aと申しますのは、G l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y f o r A l lの頭文字を取っているものでございまして、誰ひとり取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、創造性を育む教育I C T環境の実現に向けた国の施策名でございます。

また、児童生徒1人1台端末を前提として、学校内のネットワークを構築する事業でございます。以上でございます。

○教育長 これについて、何か、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 今の説明で、大まかなことは理解できたのですが、I C T環境整備と並行して、I C Tの利活用をどのように進めていくかということが問題になってくると思います。そこで、資料にもI C T活用指導力のさらなる向上と明記してありますけれども、わかる範囲で結構ですので、守口市教員の現状のI C T活用指導力について少し説明していただければと思います。

○事務局 本市としましては、従前より、タブレットパソコンや電子黒板等のI C T機器を充実させており、教材研究及び授業づくりが行われているところでございます。このように、I C T環境が常設され、教員がいつでも活用できる環境が整っておりますことから、I C T機器を用いて有効に指導できる教員の割合が、小学校、中学



校とも非常に高い数値を示しているところでございます。

イメージといたしましては、これまで主に教員が使用していた端末を、子どもたちの手に移していくものであり、本市の教員は十分対応できるものであると考えているところでございます。加えて、ICT活用推進リーダーの取り組みをまずはしっかり校内に根づかせることにより、教員のICT活用指導力をさらに向上してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員 ぜひ、学力向上にも御尽力いただきたいと思えます。

○教育長 ほかにございませんでしょうか。

○委員 この関連の費用というのがどんどん膨らんできて、財政的なことを心配しております。初期の段階では国の補助が半分ぐらいあるというものの、ランニングコストや維持管理等も含めて、後々のことが気になるところですが、要するに、今回の事業にかかる導入をリースでいくのか、買い取りでいくのかについて、それぞれの場合の先々の見通しですね。それから、もう一つは国の事業でしょうから、年度を切ってしまうという話だけれども、今回に限ってしかこれが適用できないのか。何年かのうちにやればよいという類いのものなのかというあたりについて少し補足してください。

○事務局 ただいまの2点の御質問にお答えいたします。

まず、リースか買い取りかということでございますが、教育委員会事務局、加えて財政部局等と調整をさせていただき、今回、買い取りにさせていただきたいところです。買い取りの利点としては、予備の端末を買うことで保守対応が不要となり、費用が抑えられるという点を挙げることができます。

また、もう1点として、今後の国の事業ということでございますが、先ほど申し上げた校内ネットワークにつきましては、令和2年度限りという予算措置になっております。端末につきましては、令和5年度まで国のロードマップに則って進めていくということでございますが、文部科学省の見解といたしましては、現段階では予算に絡

むものでございますので、確約はできないが、端末整備については令和5年度までは想定しているという回答を得ております。

したがいまして、5年間は補助がつくという見込みでございます。国も、さまざまな先進事例の紹介をしまして、例えば、BYOD、Bring Your Own Device、自分のパソコンを持ち込むこともやはり検討していったらどうかということで、市町村にも助言をいただいているところでございます。今後、渡邊委員がおっしゃったように、持続可能な形で続けていくということを鑑みて議論していく必要があると事務局内で考えております。以上でございます。

○委員 追加ですけれども、こういう世界は早く変わりますから、例えば5年後と今といたら、相当進むだろうと思います。そうすると、早く導入するのが必ずしもいいとは断言できないという状況があるかと思うんだけど、その辺についてはもちろん検討なさって、今回手を挙げようとしていると思うんですが、このあたりは難しいところなので、今の段階でわかる範囲で結構ですけれども、導入を早くするのがいいのか、遅くするのがいいのかというあたりについての議論の中身というか、どのあたりが論点になったんだろうかというところが、もし差し支えがなければ教えていただきたいと思います。

○事務局 ソサエティ5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据えて、このようなICT環境を早期に実現することは大変重要であると考えております。今回のICT導入につきましても、更新は、5年間程度ということで見ておりますので、今後の動向も十分踏まえながら、子どもたちのために充実したICT環境を実現していきたいと考えております。以上でございます。

○委員 子どもたちにとっては、1回ずつしかチャンスがないわけですから、早いほうがいいに決まっているんですけれども、ただ、時期がずれることによって、よりよいものが得られることもあるので、全体で見て、最終的にはどこから出発をするのがいいのかということ、検討に値すると思います。特に守口市の場合、ICTにつ

いては頑張っている部分ですので、1年遅れたからそれがダメージになることではないと思うので、それでもやはり早く導入をすることがいいのかどうかについて、今後検討する余地があるのではないかと思いますのでお尋ねしたわけで、別に反対しているわけではなくて、最終的には導入するということが結構なんですけれども、そのあたりについてはお金もかかることですから、どんどん膨らんで、際限がなくなってきたらこれ以外の部分でお金をかけるべき教育は当然あるわけなので、十分御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　ただいまの委員からの御意見でございますけれども、今回、GIGAスクールの計画を本市としてどういう風な形でやっていくんだという議論を教育委員会事務局内でいろいろさせていただいた上で、例えば他市ですと、国のロードマップどおりにいく市もあれば、市独自で国のロードマップ以上に導入する市もございます。そういった部分で、本市の場合も、国のロードマップどおりでいくのか、市独自の施策としてそれを拡大してやっていくのか、そういった部分の議論をさせていただきました。そこで、最終的に、早ければいい、どこの学年についても国以上にやればいいということではなくて、国のロードマップを基準として、いわゆる令和3年度以降、例えば中学校2年生、3年生の授業の中にこういった形で生かしていくのか、小学校1年生から4年生の間にこういった形で授業の中で生かしていくのかということをしつかりと検討した上で導入していくのが、教職員にとっても子どもたちにとっても一番負担がかからず、さらにそういった中であれば、学力もしっかりつけていけるんじゃないかということで、最終的に令和元年度の補正予算につきましては、国のロードマップどおり年次計画的に、小学5年生、6年生と中学校1年生、この3学年に導入させていただくことになりました。

今後におきましても、委員がおっしゃるとおり、そういった部分をしっかりと検討した上で、導入に努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員　十分論議をして、考えているということで安心したんですが、現在、本

市は学力向上のためにいろいろ取り組んでいる中で、確かに新しい部分というのはあるんだけど、基礎学力というか、押さえるべき部分をきちんと押さえるということが前提にならないといけないと常々思っていますので、そのあたりについてもぬかりなく配慮を行き届かせて、守口の子どもたちの学力向上につながるように検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○委員 トイレの改良工事についてでもよろしいですか。

○教育長 結構です。トイレの改良工事に移ります。

○委員 業者が決定されなかったということで、小学校4校、中学校4校が令和2年度になり、また今から業者を入札されて、工事の日程が決まると思うんですが、4月から小学校1年生も入ってきますし、運動会や体育祭もあると思いますので、そういったことを学校に支障のないように取り組んでいただくようよろしくお願いします。

○教育長 トイレの改修について、何かございませんか。

○委員 今回、入札で決まったところと、結局やってもらうところが決まらなかったところというのがあって、残った部分については次年度にすると、これは当然のことなんですが、この額で再度入札をかけてもまた不調ということもあり得るかなということを気にしてお尋ねするんですが、一般的に随意契約も含めて入札に応じてもらうところがないという場合はその予算額を上げて再度入札をするのか、あるいは、応じてくれたところがあって、ないところもあってということであつたら、今年やってくれたところに、再度、来年残ったところをやってもらうとか、そのあたりについては、一般的に入札のシステムというのはどういう風にしていかれるのかというあたりを教えてください。

○事務局 今回は、トイレの改良工事ということで、この元年度の事業としまして、

まずは設計を委託をして、そのでき上がった設計書をもとに、それを予定価格として入札をさせていただいたというような流れでございます。また、その設計書どおりに工期設定や金額にかかる仕様書をつけまして入札業務を行ってまいりました。

今回の入札で落ちたところとして16校中8校を決定させていただいて、残りの落ちなかった8校を今回予算繰り越しさせていただくにあたり、どのように意向調査するかという点について、金額もしくは工期的な厳しさなどの理由も考えられますが、今回の入札は、参加業者の手が挙がらなかったというところが大きな問題点なので、先ほど駒田委員の御指摘もございましたように、今後我々は、まず教育活動に支障がないことが前提で工事をしていただくために、そういった工事の期間をしっかりと設定させていただきながら、予算を繰り越して、その後、令和2年度からまた仕切り直して入札をしていきたいと考えております。

○教育長　金額なのか、工期なのか、確かに学校ですから、どうしても子どもたちがいる中で安心・安全というのがありますし、難しい面もあろうかと思いますが、来年度はなるべく子どもたちが快適なトイレを早く使えるようお願いをしたいと思います。

ほかにございませんか。

では、3点目のさくら小学校の建設事業費について何かありますか。ございませんか。それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思います。

議案第3号につきましては、原案どおり承認することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第3号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第6、議案第4号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議

題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第4号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」

守口市文化財保護審議会委員の委嘱について、次のとおりとする。

令和2年1月27日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第4号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」

御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書11ページから15ページをお開き願いたいと存じます。

守口市文化財保護審議会委員につきましては、守口市文化財保護条例第32条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、現在6名の委員を委嘱しております。今般、令和2年1月31日をもって、現在の委員の任期が満了することから、守口市文化財保護条例施行規則第17条第3項の規定に基づき、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの2年間の委嘱を予定しております。

現在6名の委員のうち、5名の委員は継続とし、残り1名の委員を種々検討しました結果、守口市文化財研究会会長の中橋實氏を委員として委嘱しようとするものでございます。

中橋氏につきましては、守口市文化財研究会会長として、守口市と共催事業である文化財講座及び文化財展など、市民の皆様に文化財の普及、研究活動をしていただいております。守口市の文化財について、知識、経験がある方でございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思います。

議案第4号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、原案どおり承認いたしました。

何か報告、連絡等はありませんか。よろしいですか。委員から何かありましたらお願いします。

ほかはないようでございますので、これより関係者のみで秘密会にて議案第5号を審議いたしたいと思えます。関係者以外の方は退出していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

○教育長 それでは、これで定例会を閉会したいと思います。本日はどうも御苦勞さまでした。